

貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策補助金のお知らせ

物価高騰の影響下の中、市民生活を支える重要な社会インフラの一つであり、燃料価格高騰の直接的影響を受けている貨物自動車運送事業者に対して、その事業活動の維持を図ることを目的として、予算の範囲内において笠岡市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

詳しくは笠岡市産業部商工観光課のホームページを参照してください。

【ホームページ：<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/30/55729.html>】

● 給付対象

(1) 中小企業者

資本金が3億円以下又は従業員が300人以下

(2) 貨物自動車運送事業者

一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者、又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っている運送事業者

(3) 令和6年1月1日時点において市内に本社若しくは本社機能がある法人又は個人事業主

法人：笠岡市に法人市民税の申告をしている法人

個人：本市に住民票があり、令和5年度の確定申告で運送業の売り上げが1/2以上の者

(4) 交付対象者

自動車検査証の使用者欄に記載されている者

(5) 対象車両

自動車検査証の記載内容

- 種別：普通又は小型又は軽自動車
- 用途：貨物又は特種
- 自家用・事業用の別：**事業用**（軽乗用車については備考欄に、貨物軽自動車運送事業に供する自動車であることが確認できること）
- 使用の本拠の位置：笠岡市内
- 直近の確定申告の決算日において交付対象者が保有する対象車両

(6) 対象経費

直近の確定申告書類で申告した燃料の年間購入費の2分の1（半年分）

(7) 補助率

令和3年から令和5年のガソリン等高騰率（20%）の2分の1となる10%

(8) **限度額：500万円**（千円未満切り捨て）

但し、直近の確定申告書類で申告した燃料の年間購入費に、笠岡市以外の登録車両等の費用が含まれる場合は、交付対象者が保有する**全ての登録車両数**（注1）に対する**対象車両数の割合を乗じて得た額**

（注1：**全ての登録車両数とは**

燃料の年間購入費に笠岡市以外の登録車両や自家用車及び建設機械等に対する燃料を含む場合は、直近の決算日に保有している**笠岡市以外の登録車両や自家用車及び建設機械等を含むすべての車両台数**

(9) **市税を滞納していない**

※市税の納め忘れがある場合は、補助金を交付することができませんので、あらかじめご了承ください。

●**交付申請受付期間**：令和6年3月1日（金）～令和6年9月30日（月）

●**提出書類**：笠岡市産業部商工観光課のホームページを参照してください。

●**申請方法**

笠岡市産業部商工観光課窓口（本庁舎税務課の2階）に**持参**

笠岡市中央町 1-1

受付時間：土日祝を除く平日 8:30～17:15

●**お問合せ先**

笠岡市商工観光課 商工労政係 Tel:0865-69-1188